

令和 2 年
第 6 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 2 年第 6 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 2 年 7 月 1 7 日（金）午前 1 0 時

会場 1 0 1 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第 1 号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について
 - 議案第 2 号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年第6回立川市農業委員会総会

令和2年7月17日（金）

立川市役所101会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	粕谷秀夫君	10番	原島和也君
2番	鈴木豊君	11番	岩田安雄君
3番	金子波留之君	12番	粕谷久敬君
4番	内野英樹君	13番	長泉芳雄君
5番	鈴木和昌君	14番	清水一幸君
6番	小峰喜昭君	15番	藤野浩司君
7番	山下明君	16番	馬場宏君
8番	島田加美君	17番	梅田守男君
9番	横幕玲子君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君
次長 奥野 武司 君
係長 原島 邦雄 君
主任 横井 雅司 君

午前10時00分 開会

議長 定刻となりました。改めまして、皆さん、おはようございます。

また、今日は御出席をいただきまして、ありがとうございます。今日はいつもなら午後3時からなのですが、今回、私の都合というか、この後、新宿で農業会議の最後の理事会と常設審議委員会がございまして、そちらが2時に始まりますので、そちらにも出席しなければいけないということで、こちらを午前10時からということで変更させていただきましたことを御報告させていただきます。

今回、23期の農業委員・推進委員の最後の総会です。3年間、農地の調査をいろいろしていただきまして、余り大きな問題もなくここまで来られたのも皆様方の本当の御努力のおかげだと思って、また、事務局の努力だと思ひまして感謝しているところでございます。改めて御礼を申し上げます。

さて、令和2年に入りまして、新型コロナウイルスが蔓延しまして、総会なり、いろいろなイベント、会議等がみんな中止になりました。何となく今年は、農業委員会の皆さんと顔を合わせる機会が少なかったのかなと思っております。

そんな中、今回も、東京都の発表ではコロナがまた260名以上出てしまったということで、日本の至るところで出ているのかなということで、よっぽどまた自粛しなければいけないのかなと思っております。ぜひ皆さんで気をつけていただければと。個々に気をつけなければいけないのかなと思っております。

また、あと、入梅に入りまして、今年は天候が、本当に日照時間が少なく、雨が多く、もう本当に農家の皆様は畑にも入れない状態でございます。テレビでもやっておりましたが、だいぶ農作物に被害が出ておりまして、これで入梅が明けて暑くなると一斉に農作物の被害が出てくるのではないかと。またいろいろ病気等が出てきますので、肥培管理には十分気をつけていただければと思っております。

そんな中で、今回、最後の総会でございますけれども、いろ

いろまた議案がございますが、ぜひ皆様方に御審議をしていただきまして、スムーズに行きますようお願いを申し上げまして、最後の御挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまより令和2年7月第6回立川市農業委員会総会を開会いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす委員が出席しておりますので、本総会は成立しております。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでありますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名であります。通常ですと順番的に3、4番なんですが、内野委員は本日の総会が任期中最後となりますので、済みませんが、次期も引き続き委員に就任していただく3番の金子委員と5番の鈴木委員をお願いをしたいと思います。

それでは、報告事項であります。①事務報告、②農地法第4条第1項第8号の規定による届出が、今回2件出ております。それから、③農地法第5条第1項第7号の規定による届出が、今回2件でございますので、一括して事務局より報告をお願いいたします。局長、どうぞ。

局長 それでは、初めに事務報告を申し上げます。

お手元の資料、縦長の事務報告、報告①の資料を御覧ください。

まず、7月8日(水)、本総会に向けた現地調査を実施いたしました。

7月9日(木)、10日(金)、2日間にかけて東京都農業会議主催の農地専門職員研修会が開催されまして、当事務局の職員が参加をしております。

7月17日(金)、本日でございます。午前10時から第6回農業委員会総会、終了後には全員協議会を開催いたします。

本日の午後でございます。東京都農業会議理事会・常設審議

委員会が開催されますので、粕谷会長に御出席をいただきます。
明日以降の予定でございます。

7月20日、週が明けまして月曜日、午後2時より次期、第24期となります農業委員会の臨時総会の開催を予定しております。

8月5日（水）、北多摩地区農業委員会連合会臨時総会が当市役所で開催予定でございます。

今月、多くの農業委員会で委員の改選を迎えておりまして、臨時総会や新任委員の研修等がこれ以降開催されてまいります。研修等の内容は決まり次第、改めて御案内をさせていただきます。

8月11日（火）、地区協議会・連合会正副会長会議ということで御出席をいただきます。

8月13日（木）、8月の総会に向けまして現地調査を行います。

8月21日（金）、東京都農業会議臨時総会と東京都農業会議理事会・常設審議委員会が開催の予定でございます。

8月25日（火）、令和2年第7回農業委員会総会を、ここ101会議室で開催予定でございます。

報告事項1の事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

お手元の資料、横長、第6回立川市農業委員会総会報告資料を御覧ください。

報告事項（2）といたしまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、2件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず1件目、農地の所在は上砂町4丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は合わせて703㎡。転用目的は住宅用地でございます。

こちらの届出につきましては、昨年9月に相続権者以外への遺贈が生じたため、所有権移転に係る5条の転用の届出がなさ

れている案件でございます。その際、持分の5分の1を遺贈する形でしたが、実際の面積の5分の1を転用するわけではなく、あくまでも筆全体を転用し、その上で持分の5分の1を遺贈するわけですので、筆全ての転用として受理をしております。ちなみに、持分の5分の4は相続をされております。その後、所有権移転登記はされましたが、地目変更登記はなされず、改めて変更登記をしようとした際に、登記所では持分1分の1でないとの指示をされたとのことで、今回改めて届出をされたものでございます。先ほど御説明のとおり、既に筆全体の転用がされているわけですので、このままでは地目変更登記がなされないままになってしまうことから、やむを得ず現共有者全員での届出を受けております。

2件目、農地の所在は幸町5丁目の4筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は合わせて399㎡。転用目的は住宅用地でございます。周辺の略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出、2件について御報告をいたします。

ページをおめくりください。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町2丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせて1,972.27㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は柏町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は298㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺の略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないようでしたら、報告事項については、これで終了いたします。

 次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、今回1件を議題といたします。なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や審議後に議場にて制度の趣旨、農業継続などについての意思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

 それでは、事務局より説明をお願いいたします。次長、どうぞ。

次長 それでは、農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明1件について説明いたします。

 現地調査を7月8日、申請者の立会いの下、粕谷会長、岩田委員、粕谷委員、鈴木委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

 議案第1号、農地等の相続人の住所・氏名については、記載のとおりでございます。

 特例適用申請農地は西砂町4丁目の1筆。市街化調整区域内農地になります。略図1を御覧ください。略図1は、第七中学校から西に少し進んだところに位置する農地で、すぐにも大豆を植え付けられるとのことで、新たに土を盛り、よく耕うんされておりました。境界もしっかり確認できましたが、境界付近が余り手入れのされていないお茶の木が植えられていたりしましたので、きれいにしていただくようお願いをいたしました。

 なお、当初は全部で3筆証明願をされる予定でしたが、一部境界が不明確であったりしたため、取下げとなっております。

 議案第1号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

 それでは、現地調査を担当されました委員から補足説明をお願いしたいと思います。

 初めに岩田委員、粕谷委員、鈴木委員の順に行きたいと思います。

 それでは、粕谷委員、お願いいたします。

1 2 番 この農地は相続される方が1人でやっておられる畑で、現地視察したときは非常にきれいに耕うんされておりました。事務局からお話のあったとおり、敷地の北側にお茶の木がありまして、これは結構、少し伸び放題になっていたもので、これをきれいに整理するように、会長がお話をしていただきました。

あと、境界のほうは、きれいに全て確認できました。

大豆を植え付ける予定でいるそうなのですが、こういうお天気なので、そのときはまだされていませんでした。たぶん好天すれば大豆を植えていて、やるんだと思います。問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いします。

5 番 事務局と粕谷委員がおっしゃったとおり、境界の石は確認できました。大豆の予定ということでしたが、耕うんをされているだけで、特に問題はないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

私も立会いをしておりますので、見させていただきました。今、両者がおっしゃるとおりでございますが、ここは隣が植木生産の方の畑なんですね。右側が。左は普通の農地でありまして、この方は大分畑が低くなって、盛り土をしてありまして、かなりの高さになっておりまして、隣は、右側のほうは植木ですから、かなりの土砂があっても問題はないかなと思えます。左のほうは中道、出し合い道でありまして、農道が半分半分でございます。こちらへ泥が流れることはなさそうでございますので、問題はないのかなと思いました。

作付を、大豆をやるそうですけれども、今、報告がありましたように、このような長雨で、なかなか畑に入れられない状態でございますので、これはしょうがないのかなと思えます。きれいに整地はされておりましたので、問題はないと思えます。

ただいま説明がありました件について、何か質問等がありま

したらお願いをいたします。内野委員、どうぞ。

4 番 　　ちょっとよく分からないんですけれども、こちらの畑は調整区域ですよ。

議長 　　はい。

4 番 　　私の経験では調整区域を納税猶予に入れたのは記憶がないんですけれども、その辺、本人が分かっているのか、どうなんでしょうか。

議長 　　本人は分かっていると思うんですけれども、調整区域をやられている方もおられます。現在、調査にも行ったことがございまして、調整区域というのは、税金も安いから受けなくてもというあれがありますけれども、納税猶予を受けておけば、ずっと生涯耕作ができる、何かあった場合にはできる。だから、これは問題ないかなと思いますけれども。

4 番 　　受けないほうがいいのかと思ったので、ちょっと……。

議長 　　そう思いますけれどもね。だけれども、それは猶予制度を受けて、また逆に一生懸命やれるというふうな、逆な考えもあると思うんですね。それを理解していただければいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

今、納税猶予に関する適格者証明について、現地調査をした方に御報告をしていただいておりますので、せんだって現地調査をした内容を、今、2者から報告をいただきました。岩田委員からも現地調査をした結果を報告していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1 1 番 　　先日この圃場に行ってきました、当初3か所の圃場があったんですが、境界等が確認できないということで、3つの圃場から1つの圃場に絞り込みました。

この圃場に関しては、境界及び肥培管理は良好でした。ただ、一昨年ですか、この案件で父親が他界いたしまして、また、その前の年、母親が他界いたしましてということで、介護等でかなり疲れがありまして、しばらくの間、畑にも余り出られないような形で、圃場は荒れている状態もありましたが、最近は、

かなり畑でも見かけるようになりまして、今回の案件に入っている、この農地に関しては肥培管理良好でございます。

朝、確認してみましたら、会長から指示がありました茶の木の剪定及び作付も、大豆の作付がされていまして、大豆に関しては、ほぼ少しずつ発芽が始まっている状態でした。この圃場に関しては全く問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

ないようですので、私のほうから。岩田委員、適格者を外した農地がありましたけれども、今回は適格者を受ける農地だけでいいんですけれども、外したところはいろいろな問題があるようですので、今度の調査、また、現地調査なり農地パトロールなりに引き続き、今度、委員さんが交代されたときには申し送りをしておいていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そこは1か所は取り外しをしたハウスがあって、ハウスとハウスの間が雑草がすごいということですね。それから、障害者の方があそこを利用するということですので、それも一応引き継いでいただいていたほうがいいのではないかと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

1 1 番 はい。分かりました。

議長 ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないものと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、申請人を呼んでください。お願いします。

〔申請人 着席〕

議長 おはようございます。先日は大変忙しいところ、ありがとうございました。また、今日は雨の中、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人には相続税納税猶予制度について十分御理解してい

ただいていると思うんですが、農業委員会総会において、その意思を改めて御確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、梅田農業経営部会長、よろしくお願ひします。

17番 本日は足元の悪い中、御苦勞さまでございます。これから簡単な確認の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏の農業経営を継続する上では、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な事由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

まず1つ。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

この2つをお聞かせください。

申請人 私のほうは生涯にわたって農業をやるつもりでおります。ただ、家族のほうは、私は独りなものですから、家族というのはいないんですが、兄弟がおりますので、そちらのほうがいろいろと助けてくれるという話であります。

17番 分かりました。

本当に大変でしょうけれども、体に気をつけて頑張ってください。

以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続き、金子土地利用部会長、お願いします。

3 番 本日は御苦労さまです。

質問内容はちょっとかぶると思いますけれども、しばらくの間、聞いていただいて、お答えいただければいいと思います。

相続税納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村農業委員会は、この制度を存続されるよう様々な努力もしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することができなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買い取り申出を行う場合は、貸している者の農業経営への一定の関与が必要です。貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消されますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

申請人 今回申請の土地に関しましては私のほうで耕作をしております、特にその他の方に貸しているということはありません。

3 番 今後も貸すことはないと思いますけれどもね。

ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。本当に体に気をつけて、今後とも頑張っていたいただければいいと思います。ありがとうございます。

申請人 どうもありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問がある方はお願いをいたします。ございませんか。

ないようですので、私のほうから。私は調査させてもらいまして、また、岩田委員のほうから御報告がありました。大豆の作付をして、もう芽が出てきたとかいうことですがけれども、大豆はあの畑だけで、ほかはやっていないんですか。

申請人 大豆の耕作はあそこだけです。面積が、申請を出してあるのがあそこだけです。

議長 そうなんだ。申請以外のものはできないわけなんだ。そのほかは。

申請人 いや、そういうわけではないんですけれども、ただ、今回、売り先のほうで、このくらいの面積でやってくださいということで言われたものですから。

議長 そうですか。

それから、もう1点。あそこは盛り土をしてありましたね。かなりの高い盛り土だったんですけれども、先ほど私も報告させていただいたんですが、出し合い道の農道のほうへは来ないと思うんですけれども、東側の林、植木場のほうへは流れ入らないでしょうか。

申請人 一応、少しですけれども間があいているようになっております。

議長 そうですか。

そうすると、のり面のちょっと先ですよ。間があいているということ。そうですか。あれでどのくらい盛ったんですか。かなり入っていますよね。

申請人 そうですね。もう、一番最初るときよりは、50センチ、もうちょっとかな。上がっていると思います。

議長 盛り土してあると、際までうなうと、トラクターのところで危ないですから、よく気をつけていただいたほうがいいかと。ありがとうございました。

申請人 どうもありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、私から申請人をお願いを

したいと思います。

今、両部会長からいろいろ御説明がありましたけれども、単に相続税納税猶予というのは、税金が安くなったからというわけではなくて、肥培管理、また、いろいろな面で一生涯やっていただかなければいけないわけでございますので、ぜひ体に留意されまして、末永く耕作をしていただければと思います。

売上面積とか売上金だとかというものを税務署へ、3年に一度来ますので、その前にまた調査が行きますので、その点をお忘れなく。

御家族の方というか、兄弟の方がお手伝いに来るということですので、相続税納税猶予というものはこういうものなんだということを御本人以外の人に、御兄弟の方にも十分御理解をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

申請人 はい。よろしく願いいたします。

議長 ここにそのようなことが書いてありますので、ぜひ皆さんで読んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

申請人 どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は4件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。次長、どうぞ。

次長 それでは、引続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を7月8日、申請者の立会いの下、粕谷会長、金子

委員、山下委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第2号の1と2、同一世帯ですので、併せて御報告させていただきます。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例農地は幸町5丁目の4筆、6丁目の3筆となります。

略図1-1を御覧ください。略図1-1は、第四中学校の北側に位置する農地で、サツマイモやナスが栽培されておりました。③の部分の農地は、以前ミカンを植え付けていたとのことでしたが、台風で駄目になったとのこと、現在は余り手入れがなされていない状況でしたが、カキを植え付けようと考えているとのこと伺っております。今年中には植え付けられるよう依頼をさせていただきます。また、③の北側には、申請者世帯が経営されている保育園の分園が現在ございまして、②、③の保育園と接した部分を避難路としても使用できるよう人工芝等が敷かれておりましたので、農道として適切に管理されるよう依頼させていただきます。

略図1-2を御覧ください。略図1-2は、自宅北側に位置する農地で、梅が植え付けられておりました。若干剪定枝などが置かれておりましたので、片づけられるよう依頼させていただきます。

略図2を御覧ください。略図2の①は、申請者世帯が経営されている保育園の北側に位置する農地で、東側のほうではトウモロコシなどが植え付けられておりましたが、西側では北側へ通ずる農道が幅広く取られていたり、石が表出するなど、余り耕作されていない状況でした。農道幅を見直し、余り手の入っていない北側との境界の植栽の伐採の上、おおむね1年以内に耕作等をされるよう依頼いたしました。

続いて、議案第2号の3と4、こちらにつきましても同一世帯ですので、併せて御報告をさせていただきます。

特例農地は、2号の3につきましては、上砂町4丁目の6筆、

2号の4につきましては、上砂町4丁目の1筆、5丁目の2筆となります。

略図3を御覧ください。略図3は自宅北側に隣接する農地で、シャラ、梅、モミジ等々が植え付けられておりましたが、ほとんど手入れがなされている様子は見受けられず、鬱蒼とした状況となっております。

略図4-1を御覧ください。略図4-1は、西武線と残堀川が交差するところに位置する農地で、シャラ、シャクナゲなどが植え付けられておりました。こちらは、まだ手が入っているようでしたが、伐根した根がそのまま取り残されていたりしました。

略図4-2を御覧ください。略図4-2は、西武線武蔵砂川駅から少し西に行ったところに位置する農地でしたが、こちらも鬱蒼としており、農地周囲を回って調査いたしましたが、奥まで見通せない状況でした。

農業従事者は、申請者本人とのことですが、ほとんど自身の農地は手入れがなされておらず、被相続人が植え付けた植木がそのまま伸び放題になってしまっている状況でした。

議案第2号についての報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地を調査いたしました担当委員から補足説明をお願いしたいと思います。

1、2を金子委員、3、4を山下委員の順に行きたいと思えます。

金子委員、お願いします。

3番 それでは、説明します。

今、次長から説明があったとおりなんですけれども、略図を見てもらうと、2枚、略図2までありますけれども、境界線に関しては全て大体確認はできて、境界線はちゃんとしています。

順番に言いますと、略図1-1の②はそれなりに耕作をしています。先ほど次長が指摘されました③ですけれども、これはミカンの木があったんですけれども、台風で1本、2本しか残

っていないくて、これは時期が来たら、今度はカキとかと言っていましたけれども、それを植え付ける予定ではあります。この後ろに保育園の幼児施設がありまして、②と、この境界の間に避難路として一部人工芝、人工芝といっても板が敷いてあった上の人工芝ですけれども、それがあったんです。その前方に風よけの街路樹、木が植わっているんですけれども、それはカキを植え付けるときに撤去しますという約束は取っています。それは今年度中にもやってくださいということです。

略図1-2は梅畑で、先ほど言ったように切った枝が残っていたということで、それほど問題がなかったと思います。

略図2の②、③で、ここも梅の木なんですけれども、③に伐根と枝を切ったものが置いてあったんですけれども、これは今年度中に片づけてくれるという約束をいただきました。①ですけれども、半分から東は耕作していますけれども、先ほど言われたように、境界線、畑道、野道として使っていますけれども、ちょっと広過ぎるので、ここの境界をちゃんとしてくださいというのと、耕うんをしてくださいと。それも約束を取りましたし、これに書いていないんですけれども、一番北のほうに樹木があるんですけれども、それは別のほうに移動するというので、これも全て今年度中にやっていただくということで約束を取っています。

順次自分も見ていきますので、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、3番、4番を山下委員、お願いします。

7番 次長から説明のあったとおりでございます。境界を確認しに行くにも、大変かき分けて行かないと境界までたどり着けないぐらいの、木が鬱蒼としておりました。略図3においては、赤いプラスチックぐいで境界のほうは確認しております。

続きまして、4-1につきましては、ここは見晴らしもよくて、手入れが入っていました。植木の根っこが幾つかありまし

たので、処分するように指導してございます。

また、4-2におきましては、相当木が成長しておりました。また、境界については、ここは石ぐいで境界が確定しておりました。

いずれにしましても、本人に確認したところ、造園屋ということで、外に仕事に出してしまうこともあったり、相続後に家庭内の問題も発生しまして、そこにまた子供の受験も来てということで、家の仕事ができないと言っておりました。

本人には、でかくなり過ぎた木をとりあえず切っていただいて、モミジとかは、そこそこ物になりそうなものも幾つかありましたので、とにかく大きいものを全部切ってくれということで、次の現地調査までに何とか頑張ってくださいという旨は伝えております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

私のほうから、議案第2号の1の①、②、③。金子委員にちょっと。③ですね。保育園があるということで、台風でミカンがやられたということで、1本しか植わっていなかったのも、草がかなりかき回してあるようだったけれども、かなりひどい草だと思っただけですね。それから、保育園と農地のところに木が植わっていて、保育園との間にカーペットが敷いてありまして、そこを避難通路ということで、避難をするときにしか使わないということをお本人は言うておりましたけれども、これは見た感じ、あそこはふだん出たり入ったりしている感じがいたしますので、ぜひあそこを改善していただかないと、何かがあったときに言われた場合には調査をした者が困るのではないかと思いますので、そこをちょっと指摘していただければと思います。木が植わっているのは、あれは必要ないと思っただけですね。あの畑には。

それから、議案第2号の2の①ですか。長方形の横に長い。

これも保育園の裏ですよ。これがかなり、先ほど説明がありましたとおりなので、もう少し農地を有効的に使っていただくように、見た目では余り利用されていないように見受けられますので、もう少し、農道で新たな農道、それから、畑なら畑ということで、やっていただければと思います。

それから、②、③ですけれども、ここに伐根がしてあるような根っこがかなりありますけれども、これを先ほど金子委員がお約束をしていただいたということでございますので、①の木のところも片づけるようになっておりますので、後からということになると、また手間がかかってしまいますので、これも一緒にやっていただければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

3 番 ちょっといいですか。

1のほうなんですけれども、これは3か月前まで梅の木があったんですよ。梅の木を全部切って伐根して、今、さらにした状態なので、農地を使っていないのではなくて、今、さらにして平らにして、これから作付ということで、伐根してきれいにしてからまだ3か月ぐらいしかたっていないので、もうちょっと見ていただければいいかなと思います。よろしく願いします。

議長 ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第2号、引続き農業経営を行っている旨の証明につきましてですが、耕作等の状況が異なっている案件がございますので、1、2と3、4は、それぞれ採決をお諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案第2号の1及び2につきまして証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。これは1、2ですね。

続きまして、議案第2号の3及び4につきまして、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……賛成者少数

議長 過半数に達しませんので、証明できないということに決めます。証明することができないと相続税が確定する事態にもなりかねませんので、手入れをされるよう、依頼や現地の確認を引き続きお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私も立会いをしておりますので、お約束をして、山下委員が先ほど報告していただきましたけれども、自宅裏の農地、細長い農地で、かなりの面積があるんですが、何せ、くいを探するのに大変、雑草なり木が繁茂してしまっておりまして、入っていくのに苦労するというような状態でございます。隣の東側の畑はきれいに耕作されておりまして、西側は住宅街なんですね。だから、ぜひこれは、何かがありましたら大変なことになりますので、地元の農業委員さん、それから、農業関係の方には、いろいろと調査を見ていただきまして、やっていただければと思います。

また、本人には約束をしていただきましたので、今、山下委員から報告がありましたとおり、その方は年齢的に若い方なんですが、外に造園業のような仕事で行っておられるので、自分の畑の植わっている植木等は、ほとんど動いていないような気がするんですね。出てまいりますので、自分のところの植木は動かないにしても、手入れ等もやっておられないのかなというふうに私は見ているのですけれども、ぜひそれを今度の農地パトロールなりに見ていただき、8月にお約束をしてありますので、ぜひその調査をしていただき、8月の総会で、引き続きの3年の証明が出せるように皆さんで努力していただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、裏の大きな面積の第2号の4-2ですが、ここも大変大きな農地面積がございまして、ここも一時、3年前に調査をしたときに、タイヤを相当捨てられたということで警察沙汰に

なつたんですが、警察のほうではいじくれないということで、これは本人が処分をしたということでございます。どうしても、ごみとか何か、いろいろなものを農地に捨てられた場合には、所有者が処分しなければいけないということでございますので、普通の畑でも、道路際なんかで空き缶を捨てられたり、自転車を捨てられたりするのには、農地に入った者の、農地の管理者が責任を持ってやっていただくということになっておりますので、ぜひ御理解をしていただければと思います。

そんなわけで、山下委員には大変でしょうけれども、今度、交代されてしまいますけれども、交代される方に引き継いでいただけてもらえればと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

金子委員、どうぞ。

3 番 普通の農地の草が生えているのは一月の間に片づけると言うことはできるんですけども、これだけの面積の植木を全部皆さんが言うように片づけるというのは、非常に難しいと思うんですよ。だから、少し、猶予としては一月ですけども、そこに手を入れているような形を見せてもらえればということの形を取らないと、多分、普通の農地でトラクターをかければきれいになるという問題ではなく、かなりの業者を頼んでも一月以上はかかるようなものだと思うんですよ。場所的に、面積的にも。

替わってしまいますけれども、そのところを山下委員に見てもらって、次の農業委員会では考慮しないと、多分無理だと思います。一月でこれだけの木を伐採してきれいにするのは。手を入れ始めたということのを考慮するようなことを次の会議で考えないと、いきなりそのとき、もう駄目ですと言ったらあれなので、山下委員には申し訳ありませんけれども、そういうような行為を取れるような状態を取っていただければいいのかなと。そんな中で見ていて、それがなければ、来月の農業委員会の中では許可というか、それはもう認められませんということ

になると思うので、ちょっと厳しいかもしれませんが、それをやるようお願いしたいと思います。

以上です。

議長 今、金子委員が言われたとおり、かなりの面積だから、今日のあしたで全部片づけろと言っても、これは無理だと思うんですね。だけれども、その努力を認めていただければいいのかなと思います。だからといって、2か月も3か月も4か月も先へ行って、ちょっと手を入れたぐらいでは、これまたいけないかなと思うんですよね。そこはやっぱりけじめをつけないといけないのかなと思いますのでね。

本人も仲間を呼んできてやると言っておりましたよね。だから、それは今言ったように、1か月でできるかということ、ちょっと無理かなと私も思いますけれども、ぜひそれをやっている誠意を見させていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、ないようであれば、本日の協議予定はこれで終了でございます。

当、第23期農業委員・農地最適化推進委員は今月の19日をもって任期満了となりますので、今期としましては本日が最後の総会となるということでございます。今期をもって退任される委員さん、大変御苦労さまでございました。長い間ありがとうございました。引き続き委員に就任される皆さんは、農地の保全や、これからまだ特定生産緑地等の手続きがございますので、いろいろ大変でしょうけれども御尽力を願えればと思っております。

また、私も、いろいろ農地を回ってみて、会議とか、いろいろな会合に出ておられる方があれば分かるんですけども、農地を持っていても、なかなか会議に出ない方が、なかなか御理解していただけないということでございますので、この間、まだ申請をされていない方の名簿をお送りしたと思うんですけど

ども、ぜひ個々にもう一度回って確認をさせていただき、特定生産緑地を申請していただくように心がけていただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。また、そういう件も、交代される方は新しい方に引き継いでいただければと思えますので、よろしくお願いをいたします。

次期農業委員会は、来週の月曜日、7月20日、午後2時から、この会場の101会議室で臨時総会が開催されますので、引き続き委員に就任される方は御出席をお願いしたいと思えます。

続きまして、全員協議会終了後、皆さんから一言ずつ、いろいろなお話を、短い時間で結構です。簡単で結構ですからお願いしたいと思えます。

本日は慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午前10時57分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員